

外国から投資を受ける前にご相談ください

以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

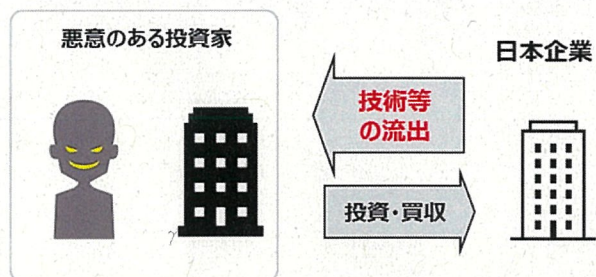
製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

＜外為法で問題となる投資事例＞

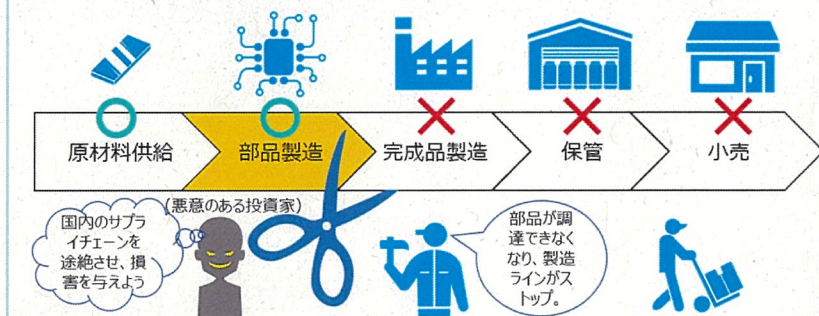
■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



投資の変更・中止が求められる可能性あり

□ 問合せ・相談先

四国経済産業局 産業部 産業振興課

087-811-8900 (代) / 087-811-8525 (直) / bzl-qsikik@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

03-3501-1511 (代) / 03-3501-1774 (直) / bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願い致します。